

# 台湾都市部における葬儀風習と 葬儀の生前契約有用性の検討

橋本 芳<sup>1</sup>, 北川 慶子<sup>2</sup>

## A Study of Funeral Customs and Utility of Pre-Arranged Funerals in Taiwan

Kaoru HASHIMOTO, Keiko KITAGAWA

### 要 旨

台湾では、これまで伝統的風習に基づいた葬儀が執り行われることが一般的であったが、近年は特に都市部の葬儀の8割は葬儀社が担うようになってきたといわれている。葬儀社が提供する葬儀内容や方法は長い間変化してこなかったが、生活様式の変化と共に葬儀に対するニーズも多様化し、従来の葬儀内容では次第に利用者が希望する葬儀内容の提供が難しくなり始めていった。そして、都市化を背景に、葬儀社が提供する葬儀内容は変化し始め、1994年からは日本の葬儀の生前契約の方式を参考に、葬儀社各社が葬儀の生前契約を手がけるようになった。

本研究は、台湾最大の都市部である台北市で実際に葬儀の生前契約を実施している葬儀社への聞き取り調査の結果から、台湾における葬儀の生前契約の有用性を検討することを目的としている。聞き取り調査の結果では、葬儀社は「高齢者層」に加え「35歳～55歳」の年代層に葬儀の生前契約が必要であると考えていた。回答葬儀社のうちの1社は、葬儀の生前契約数が継続的に増加していた。2社からは男性の契約者より女性の契約者が多く、その理由は契約した女性の多くがこれまで就労をしておらず、葬儀の費用工面への不安から契約締結に至ったという回答であった。本研究の結果、台湾の葬儀社は、葬儀の生前契約は利用者にとって葬儀履行の安心性と葬儀の自己実現のために必要であり、特に1) 30～50歳代の年代層、2) 女性に有用と考えているという一面が見られた。

### I. はじめに

台湾は、日本の南西部に位置している。台湾の総人口は、2008年時点で約2,304万人で(内政部, 2008)、人口構成については漢族(漢民族)<sup>(註1)</sup>が約2,255万人、現住民が約49万人であり、台湾の人口のうちの約98%は漢族(漢民族)が占めていると報告されている(内政部, 2008)。台湾の漢族(漢民族)は、17世紀を中心に渡台した「本省人」と第二次世界大戦後に渡台した「外省人」に分類される。本省人とは福建省と広

<sup>1</sup> 鹿児島大学大学院 連合農学研究科

<sup>2</sup> 佐賀大学 文化教育学部 健康スポーツ科学講座

東省（客家系）出身の人々であり、外省人とは浙江省と江蘇省およびその他の全省出身の人々を指す。漢族（漢民族）の中でも、特に「客家」はその他の人々とは異なり独特の言語・文化をもっているとされる（鍾，1998）。客家の言語は、その地に以前から住んでいた人々とは異なり、隋・唐よりも以前の華北の中原の音韻を保持しているとされる。客家の「客」は「本」の対語にあたる言葉であり、「客家」とはその地に土着してきた人たちが、外部から移り住んできた人たちに対し「客民」（お客さん、よそのもの）ということ意識して用いる呼称である。客家は、先祖は中原の名族であったものが、外敵の侵入により南方の各地に移り住み、そこで「客」と自称し、周囲からも呼ばれてきた。そのため、客家人は誇り高き自尊心と征服に屈しない反骨精神、強烈な忠義と団結の意識をもっている。客家とは「客として家す」を意味し、客家自身が自分たちを客として捉えている自覚がある。客家の「家」は、個々の家族や家庭を指す意味というよりは、むしろ「諸子百家」の「家」のように、類や集団を示す語である（鍾，1998）。このように、台湾は漢族（漢民族）と少数民族で人口が構成されており、漢族（漢民族）は本省人（客家を含む）、外省人に分類されるなど多様な民族性をもっている。

台湾における多様性は、宗教においてもみることができる。2007年時点の台湾の寺廟教堂数総数は14,841か所で、その内訳は①寺廟（temples）が11,651か所、②教堂（churches）が3,190か所である。台湾の信徒人数をみると、信徒総数は1,537,498人であり、各宗教別では①道教（Taoism）が784,942人、②基督教（Protestantism）が391,954人、③天主教（Catholicism）が170,628人、④佛教（Buddhism）が165,312人であることが報告されている（内政部，2008）。このように、台湾では多様な民族性、宗教性がみられるため、それぞれの民族で文化や伝統的風習には差異があった。ところが、台湾都市部を中心に、伝統的風習が減少という変化がみられている。台湾の都市部における伝統的風習が減少という変化については、1）都市化に伴い、伝統的社会的崩壊、文化や風習の変化がみられるようになった（今井，1998）、2）都市化によって離村し、居住地域や職種が異なると、相互扶助、祖先祭祀、同族関係、冠婚葬祭等の同族結合は弱くなる傾向がみられる（石田，1985）、など都市化に基づくことが指摘されている。2007年時点の台湾の都市人口<sup>註2)</sup>は、約1,829万人であり、2001年時点の約1,754万人に比べると6年間で4.3%増と確実に都市人口は増加しており、都市化が進行していることがわかる（内政部，2008）。台湾の都市化は、人口が極度に大都市に集中するという特徴をもつとも指摘されている（今井，1998）。その理由には、1）1960年代後半に始まった経済成長が産業構造の変化（特に工業化社会の到来）をもたらし、大都市への資本や情報の蓄積と共に人口が集中したこと、2）戦後に台湾に渡ってきた外省人の多くが都市に定住（そのうちの約3分の1は台北地区）したこと、3）渡来した際に各地に居住した外省人たちが、その後台北に移住してきたこと、といった特徴がある（今井，1998）。

このように、都市化の進行によって、伝統的風習は変化し始めた。そして、台湾の伝統的社会的崩壊することによって、そこに内在していた「生活互助関係」のシステムが崩壊することとなる（今井，1998）。このような伝統的風習の変化は、これまでもっとも伝統的風習が強いとみられていた台湾の葬儀のあり方にも影響を及ぼしている。従来、台湾漢族（漢民族）の葬儀の多くは、土葬から火葬という二重葬で行われていた（植松，2007）。しかし、近年は一次葬としての土葬が省略され、二次葬として火葬のみ行うというケースが増える傾向にある。特にその傾向は都市部において顕著であり、二次葬のみの火葬が増加している背景には、①生活の変化、②埋葬する土地の減少、③葬儀館の発達などがあげられる（植松，2007）。さらなる理由としては、葬儀コストの軽減化などもあげられよう。

台湾の火葬割合については、2007年における年間火葬総数が123,217体であり、火葬割合は87.8%であったことが報告されている（内政部，2008）。火葬割合は、2006年時点から比べると1.95%、1997年時点からは29.1%、1994年時点からは41.5%、1988年時点からは61.6%割合が増加している（尤，2002）。このよう

な火葬割合の増加は、近年特に都市部でみられる（松濤, 2000）。台湾全土の葬儀館における火葬炉の月平均火葬数は670体で、地域別にみても①台北市が1,336体で最も多く、②嘉義市が1,057体、③台中縣が997体と続いている（内政部, 2008）。

近年、台湾都市部では、葬儀は「殯儀館」（葬儀を行う公共施設で納骨、葬儀、弔悼を行う病院以外の施設、わが国でいう斎場に相当する）で行われることが多くなってきた（蘇, 1995）。遺体は葬儀社によって病院から直接「殯儀館」に搬送され、葬儀が行われると共に告別式や法事も「殯儀館」で行われることもめずらしくはなくなってきた。2007年時点の台湾の「殯儀館」の総数は42施設であり、2006年から3施設増加した。2007年時点の「火化場」（火葬場）は35か所で、2006年から1年間に1か所増加した。2007年における台湾全域の年間平均の納出棺数は207棺で、地域別では①台北縣がもっとも多く899棺であり、②台北市が707棺、③新竹市が451棺と続いている（内政部, 2008）。

台湾都市部の殯儀館の発達について、人々の葬儀社への葬儀依頼状況からみると、①「一部葬儀社に依頼」が40.5%、②「全部葬儀社に依頼」が37.8%、③「自分でやる」が21.7%であったとされる（尤, 2002）。「一部葬儀社に依頼」と「全部葬儀社に依頼」の合計は78.3%であり、約8割の人が何らかの形で葬儀を葬儀社に依頼していることがわかる。このように、台湾の特に都市部では、人々の葬儀は伝統的葬儀から新しい葬送のあり方としての葬儀社によって執り行われることが一般的になってきている。そのため、葬儀をどのようにどこで行うかなど、人々の葬儀施行には葬儀社とのかかわりを無視することができなくなっている。また、死後の葬儀に関わる様々な手配も葬儀社が担うことが多くなってきている（松濤, 2000）。

葬儀社による葬儀は、提供される葬儀内容及び方法は画一的であった。そのため葬儀社による葬儀社主導のサービスは、利用者のニーズに充分応えることはできなかった。その理由としてこのような台湾における葬儀社主導の葬儀には課題も多く、尉遲塗（2005）は、1）経済成長がピークを過ぎたにも関わらず経済成長期の影響を受け葬儀費用が高騰化し続けていること、2）台湾の葬儀風習は基本的に豪華に執り行う風習があること、3）現在台湾で提供されている葬儀内容は画一的で、利用者の要望に応えることができていないこと、4）従来の葬儀サービスは価格が不透明であったこと、といった大きく4つの問題点を抱えていると指摘している（尉遲塗, 2005）。これらの葬儀に対する不満から、人々は次第に葬儀サービスに対して変化を求めようになり始めた。台湾における葬儀価格の高騰化や、葬儀で家族に過度の負担をかけたくないなどといった理由から、近年では生前に自身が望む葬儀の形態を取り決めておく「葬儀の生前契約」<sup>123)</sup>を締結しておくことを考える人々も現れ始めた（尉遲塗, 2004）。

台湾における都市化は、これまでの生活様式に変化をもたらし、家族間扶養意識の低下をもたらした。そして、それは葬儀風習にも及んでいる。生前契約が都市部に受け入れられやすい土壌としては、一般的に地方に比べ情報が集中し伝達が早く、多くのビジネスマーケットがあり葬儀社が多いためと考えられる。さらに、国際化が進む都市部には新しい文化を受け入れやすい傾向があると考えられる。そのため、都市部では新しい葬儀文化は比較的受け入れられやすく、新しい葬儀文化が人々に習慣化していきやすいと推察される。近年、台湾都市部を中心に、葬儀の新文化として葬儀の生前契約が徐々に広まりつつあるのは、葬儀社が生前契約の様々な宣伝を行っているためであり、今後台湾において都市部から葬儀の生前契約が人々の間に普及していく可能性をもつと考えられる。そこで、本研究では、台湾最大の都市部である台湾台北市の葬儀社への聞き取り調査をもとに、台湾で実施されている葬儀の生前契約の有用性を検討することを目的とした。

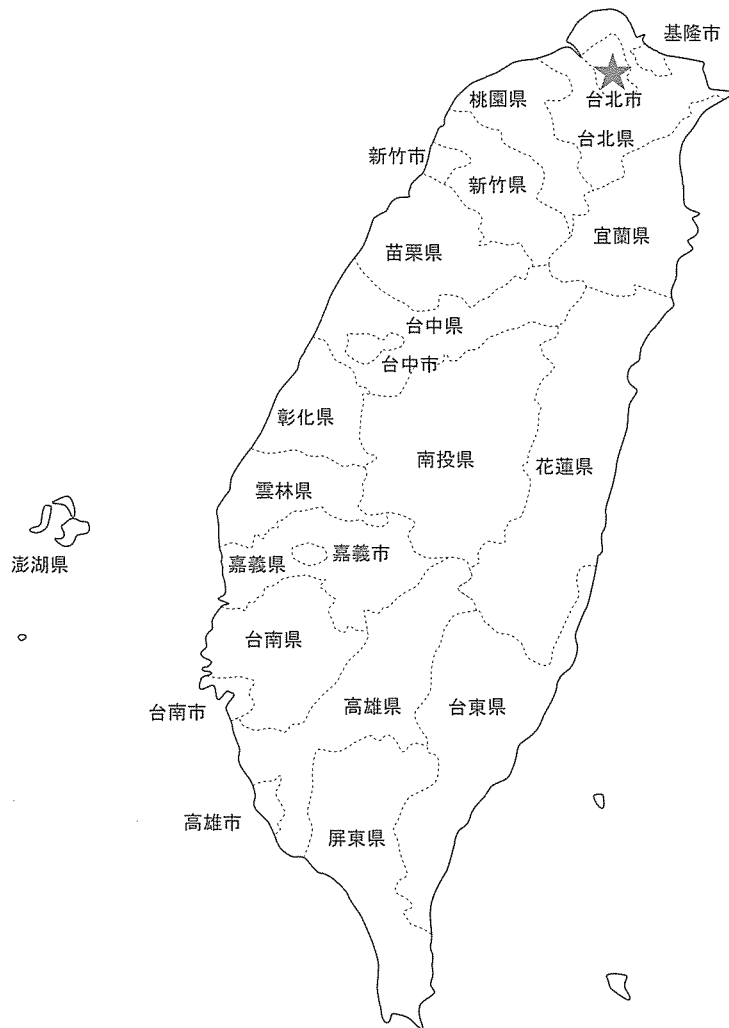


図1 調査地（台湾）の地図

出典：『白地図、世界地図、日本地図が無料「台湾」<http://www.freemap.jp/>』

## II. 研究方法

### 1. 調査対象地域および対象者

台湾全土の葬儀社数は、2008年現在で1,411社であり、そのうち台北市内にある葬儀社数は、2008年現在で124社とされており、台湾各地域の中で最も多い（残葬網, 2008）。台湾では、葬儀社が提供するサービスが、優良なサービスを提供しているかどうかという一定の基準を設けるために、「残葬管理条例」（2002）を定めている。「残葬管理条例」は、全七章七十六条からなる、葬儀に関する条例が定められている条文規定である。「残葬管理条例」には、葬儀に関わる業務の規定が定められている。この「残葬管理条例」の中に、生前契約に関する規定が明文化されている。「残葬管理条例」のうち、生前契約に関する条文がみられるのは、第一章「総則」の第二条十二項、第四章「残葬服務業の管理及び指導」の第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第六章「罰則」の第六十四条、第六十五条である（表1）。同条例の第二条十二項によれば、葬儀の生前契約は「生前残葬服務契約」（生前残葬サービス業）として位置づけられてい

表1 残葬管理条例

## 〈第一章 総則〉

## ○第二条

本条例では以下のとおりの定義を用いる。

## 十二：生前残葬サービス契約

契約者の死亡後、残葬サービスの提供をすることを契約者と取り決めておくことを示す。

## 〈第四章 残葬サービス業の管理及び指導〉

## ○第四十二条

残葬サービス業の証明証、商品、サービス項目、値段、費用の基準は、「営業局所明現局」ならびに「備置費用標準表」に基づく。

## ○第四十三条

残葬サービス業とは、商品或いはサービスの提供であり、消費者と書面契約を取り交わしておくものである。書面契約には費用は必要とせず、その請求権も無い。契約認定後に口実を設けて、強制的に費用を請求してはならない。前項の書面契約の形式および内容は、中央主管機関の「定型化契約範本」により「記載すべき事項と記載してはならない事項」とが定める。残葬サービス業における中央主管機関に定められる「定型化契約範本」の公開並びに消費者に交付する証書印紙の作成は、別に定める規定を除き、第一項規定と消費者規定に依拠する。

## ○第四十四条

消費者が生前残葬サービス契約の残葬サービスを契約するためには、一定の規模を備えていなければならない。それは、事前にその費用を徴収し、その費用の百分の七十五を交付信託業の管理におかなければならない。前項における一定の規模とは、中央主管機関の定めによる。中央主管機関の第一項書面契約に、「定型化契約範本」及び「記載すべき事項と記載してはならない事項」とを定めなければならない。

## ○第四十五条

成人しており且つ行為能力を有する者は、生前にその死亡後の残葬に関する事務をしておき、事前に遺言を立てておくか或いは意願書に書き込んでおくことをもって形式の表示をしておくこと。生前に前項の遺言或いは意願書を残した死者は、その家族或いはその残葬事務を引き受けた者がそれを尊重する。

## 〈第六章 罰則〉

## ○第六十四条

第四十二条或いは第四十三条第一項の規定に違反し、期限内に改善がみられなかった者は、三万元以上十万元以下の罰金、並びに追って処罰する。

## ○第六十五条

第四十四条第一項の規定に違反をし、期限内に改善がみられなかった者は、六万元以上三十万元以下の罰金を科す。さらに、それが重大なものについては、その営業許可を廃止する。

表2 台湾における生前契約取り扱い葬儀社(残葬管理条例適合)

No.	葬儀社名	信託業者	所在
1	A事業股份有限公司	a 商業銀行	台北市
2	B殯葬股份有限公司	b 商業銀行	台北市
3	C事業股份有限公司	c 商業銀行	台北市
4	D科技股份有限公司	d 商業銀行	台北市
5	E誠業股份有限公司	d 商業銀行	台北市
6	F服務股份有限公司	e 銀行	台北市
7	G事業股份有限公司	b 商業銀行・e 銀行	台北市
8	H服股份有限公司	f 商業銀行	台北縣
9	I禮儀股份有限公司	g 商業銀行	高雄市
10	J科技股份有限公司	h 農業金庫	高雄市
11	K份有限公司	i 商業銀行	南投縣

出典：残葬網2008年

る。

台湾の残葬網では、台湾に存在する葬儀社のうち、その「残葬管理条例」(2002)の規定に適合する葬儀社を公表しており、「残葬管理条例」に適合した上で生前契約を取り扱っている葬儀社は11社である(表2)。「残葬管理条例」に適合する葬儀社を所在地別にみると台北市が7社、台北県が1社、高雄市が2社、南投県が1社であり、台北市が最も多くを占めている。そこで、本研究では葬儀の生前契約の実態を明らかにするために、調査対象地として台湾台北市の葬儀社を選定した。

台北市の葬儀に関わる事柄は、1989年以降「台北市残葬管理处」が担っている(松濤, 2000)。台北市残葬管理处は、葬儀の生前契約に関する制度「生前残葬服務」を規定しており、それは①「臺北市生前殯葬服務契約業者清查表」、②「臺北市生前殯葬服務契約業者銷售通路表」、③「納骨塔位使用權買賣定型化契約範本」、④「一定規模之殯葬禮儀服務」、⑤「生前殯葬服務定型化契約範本」(自由型と家用型の2種類)の5つである(台北市残葬管理处, 2008)。

台北市の2007年時点の「公墓」(共同墓地)総数は43箇所であり、「骨灰(骸)存放設施」(納骨堂)が3箇所、「骨灰(骸)存放設施全年納入」(納骨)の総数が8,370体、「殯儀館」(葬儀場)が2施設、「火化場處」(火葬場)が1箇所である(内政部, 2008)。台北市の「公墓」(共同墓地)数、「骨灰(骸)存放設施全年納入」(納骨)数および「殯儀館」(葬儀場)は、台湾全土の中で最も多い。「火化場處」(火葬場)は基隆市、新竹市、台中市、嘉義市、台南市、高雄市と同数で最も多く、「骨灰(骸)存放設施」(納骨堂)数は台中市、高雄市、台南市に続き4番目に多い数である(内政部, 2008)。以上の点から、台北市は1)台湾で最も大きい都市部である、2)葬儀社の機能が発達している、3)火葬文化が進み葬儀習慣が変化を遂げている地域である、という特徴をもつという理由から調査地として選定するのに妥当であると判断した。

## 2. 調査方法

調査は2008年6月13日～6月17日にかけて実施した。調査は、われわれが調査対象とした台北市で現に葬儀の生前契約を取り扱っている葬儀社を訪問し、葬儀社の社員に調査内容の説明を行い、同意・承諾を得た上で実施した。調査方法は半構造面接形式で、聞き取り調査で実施した。調査で得られた内容につい

表3 台湾台北市における生前契約の状況

会社・事業所名	A事業	B科技	C事業	Dサービス*1	E誠業*1	F事業*1	G殯葬*2
1. 対象者の性別：	男性	女性	女性	女性	女性	女性	男性
2. 調査時の最終学歴：	四年制大学	四年制大学	大專	—	—	—	—
3. 調査時の専門資格の有無：	有	無	無	—	—	—	—
4. 調査時の事業所所在地：	台北市	台北市	台北市	台北市	台北市	台北市	台北市
5. 創業時期：	1979年	無回答	2001年	—	—	—	—
6. 調査時の事業規模（資本金・収益）：	無回答	無回答	10.25億	—	—	—	—
7. 調査時の規模（経営者・従業員数）：	198人	無回答	100人	—	—	—	—
8. 葬儀の生前契約を開始した時期：	1994年	無回答	2001年	—	—	—	—
9. 葬儀の生前契約の必要性：	必要	必要	必要	—	—	—	—
10. 葬儀の生前契約の方法・種類：	中式、西式	中式、西式	中式、西式	—	—	—	—
11. 葬儀の生前契約数：	無回答	無回答	約28,000件	—	—	—	—
12. 葬儀の生前契約者の年代層：	35～55歳が最多	多様	20～80歳中心、30～40歳最多	—	—	—	—
13. 葬儀の生前契約者の性別：	男性：約30%、女性：約70%	多様	女性	—	—	—	—
14. 葬儀の生前契約者の宗教別：	佛教、道教、基督教、天主教	佛教、基督教、天主教	佛教、道教、基督教	—	—	—	—
15. 葬儀の生前契約による葬儀の施行数：	葬儀のうちの15%未満	無回答	約1,200件（年間100件程度）	—	—	—	—

\*1：聞き取り調査の回答を拒否

\*2：現在は生前契約を取り扱っていないとの回答

ては、回答者の同意を得た上で記述により記録した。なお、調査は回収データの匿名性、プライバシーの保護、研究目的以外でデータを使用しないことなど個人情報の保護に留意することを回答者に伝えたくて実施するという倫理的配慮を行った。

### 3. 調査項目

#### (1) 対象者の基本的属性

対象者の性別、調査時の最終学歴、調査時の専門資格の有無、調査時の事業所所在地、創業時期、調査時の事業規模（資本金・収益）、調査時の規模（経営者・従業員数）

#### (2) 葬儀の生前契約について

葬儀の生前契約を開始した時期、葬儀の生前契約の必要性、葬儀の生前契約の方法・種類、葬儀の生前契約数、葬儀の生前契約者の年代層、葬儀の生前契約者の性別、葬儀の生前契約者の宗教別、葬儀の生前契約による葬儀の施行数

## Ⅲ. 結 果

各葬儀社へ実施した聞き取り調査の結果は、表3のとおりである。殯葬網に掲載されている葬儀社のうち、台北市で葬儀の生前契約を取り扱っている7社に対して調査を依頼したが、そのうち3社が調査を快諾、3社が調査回答を拒否、1社は現在は葬儀の生前契約を取り扱っていないとの回答であった。本調査では、回答に応じてくれた3社が実施している生前契約の内容について分析・考察を行った。聞き取り調査に応じた葬儀社それぞれが、葬儀の生前契約の普及に期待を寄せていることが聞き取り調査を通じて明らかになった。各葬儀社の調査結果の詳細は、以下のとおりである。

#### 1. 事例1：A事業股份有限公司

A事業股份有限公司が提供している葬儀の生前契約は、「生命禮儀服務的定型化契約」という名称であり、

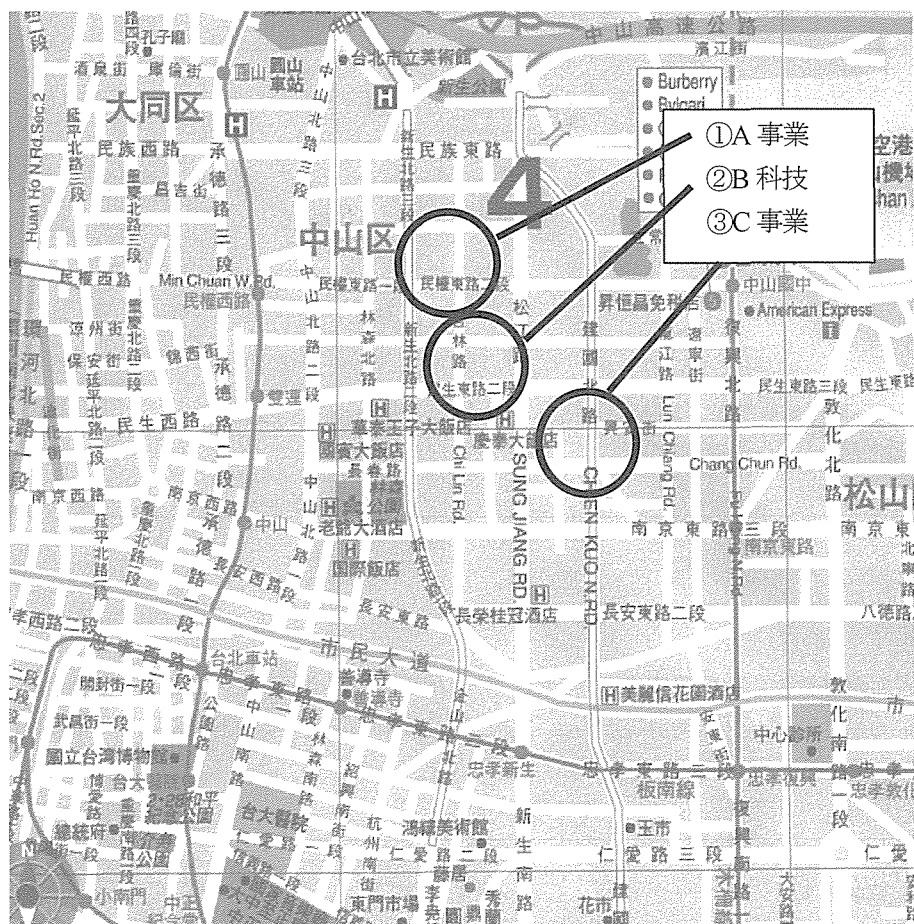


図2 調査対象葬儀社

出典：「JAL国際線台北」[http://www.jal.co.jp/inter/city\\_info/asia/tpe/](http://www.jal.co.jp/inter/city_info/asia/tpe/)

種類は大きく宗教別に①中式（仏教形式）、②西式（基督・天主教）という2つの仕組みで提供されている。そして、それぞれ費用額に応じて①Ⅰ式、②Ⅱ式という2つのタイプに分類されており、Ⅰ式の方は費用が高いが、Ⅱ式よりも質やサービス内容は良いものが提供されている。費用の支払い方法については、それぞれ一括払いと分割払いの2種類の方式がある。分割払いについては、Ⅰ式は34ヶ月間で支払いを行い、Ⅱ式は31ヶ月で支払いを行う。方式および支払額については中式と西式の間に差はなく、同様の方式が用いられている。A事業股份有限公司の「葬儀の生前契約を開始した時期」は「1994年」とのことであった。「葬儀の生前契約者の年代層」は、「35歳から55歳の年代層」が多かった。その年代層の契約者が多い理由は、現時点では「高齢者層」は家族によって葬儀が執り行われることが多いため、契約者数はあまり伸びていないが、若年層は将来の自身の葬儀への備えとして、葬儀の生前契約に期待をよせつつあるという回答であった。「葬儀の生前契約による葬儀の施行数」については、具体的施行数の回答は得られなかったが、全葬儀施行数のうちの15%未満程度であるとのことであった。A事業股份有限公司は年間葬儀施行件数を公表しておらず、施行件数の資料を得ることができなかった。そのため、詳細な数値を特定することはできないが、全葬儀施行件数の6件に1件程度の割合が葬儀の生前契約によるものと捉えることができた。



「葬儀の生前契約者の性別」は、「男性」に比べ「女性」の方が高い割合を占めており、「男性」が約3割、「女性」が約7割であった。「女性」の契約者が多い理由は、女性は男性に比べ就労をしていない人の割合が高く、葬儀の費用を確保することへの将来的な不安を多くの人が感じているからと葬儀社は分析していた。

## 2. 事例2：B科技股份有限公司

B科技股份有限公司が提供している葬儀の生前契約は、①中式、②西式の2種類であり、費用額に応じたタイプ分けはなされておらず、1種類のみである。B科技股份有限公司は、聞き取り調査に応じたものの、多くの回答項目について回答拒否であった。回答に協力を得ることができた項目のうち、「葬儀の生前契約者の年代層」および「葬儀の生前契約者の性別」等属性についても、契約者の状況は様々であり、年齢、性別も様々であるとして詳細は明かされなかった。

## 3. 事例3：C事業股份有限公司

C事業股份有限公司が提供している葬儀の生前契約は、①中式、②西式の2種類であり、費用額に応じたタイプ分けはなされていない。費用の支払い方法については、一括払いと分割払いの2種類の方式がある。分割払いは頭金の支払い額が異なり、①頭金を多く支払い全支払いを20ヶ月で終える方式、②頭金を少なく支払い全支払いを31ヶ月で終える方式の2種類がある。これらの方式および支払額は、中式と西式の間での差はない。

C事業股份有限公司が「葬儀の生前契約を開始した時期」は2001年であり、「創業時期」と「葬儀の生前契約を開始した時期」は同時期であった。「葬儀の生前契約者の年代層」は、「20歳から80歳まで」であり、その中でも最も多い年代層が「30歳から40歳の年代層」であった。その年代層の契約者が多い理由は、A事業股份有限公司同様に、現時点では「高齢者層」は家族によって葬儀が執り行われることが多いため、そこまで契約者数は伸びていないものの、高齢期を迎える前の年代層は、将来の自身の葬儀への備えとして、葬儀の生前契約に期待をよせつつあるという回答であった。「葬儀の生前契約による葬儀の施行数」は、全数で約1,200件程度で、年間あたり約100件程度であり、累計「葬儀の生前契約者数」は約28,000件であった。「葬儀の生前契約者の性別」は、具体的な回答は得られなかったものの、「男性」に比べ「女性」の方が高い割合を占めていた。「女性」の契約者が多い理由は、A事業股份有限公司同様に、女性は男性に比べ就労をしていない人の割合が高く、葬儀の費用を確保することへの将来的な不安を多くの人が感じるから、女性の契約者が多いという分析に変わりはなかった。

## IV. 結 論

本研究は、都市化の影響を受け、葬儀習慣が変化を遂げてきている台湾都市部において、①葬儀の生前契約に対する利用者と提供者の有用性意識の差の検討、②提供者が考える葬儀の生前契約の有用性を検証することが目的であった。そして、台湾で最も都市化が進んでいる台北市を調査地として選定して、現に葬儀の生前契約を取り扱っている葬儀社への聞き取り調査から、葬儀社が捉える葬儀の生前契約の有用性を検証した。

われわれの聞き取り調査では、葬儀社の回答による葬儀の生前契約の開始時期は①1994年、②2001年であったことが明らかになった。また、「葬儀の生前契約の必要性」は、3社すべてが「必要である」と回答した。台湾における葬儀の生前契約は、葬儀社「國寶北海福座禮儀服務部門」が日本の生前契約の方式に基づき1994年に導入したのが最初とされる(尉遲滄, 2005)。ただ、葬儀の生前契約が導入されてすぐに人々

の葬儀に対する意識が変化し始めた訳ではない。1996年以降に葬儀社「龍巖集團禮儀服務部門」が葬儀の生前契約の宣伝・広報活動を積極的に行ったことで、人々が日本式の葬儀の生前契約に関心を持つようになった(尉遲淦, 2005)。その後も積極的に葬儀の生前契約の宣伝・広報活動が進められた。これらの葬儀社側の努力により、徐々に人々が葬儀の生前契約を利用し始め、近年では台湾の葬儀サービスの基準になりつつある(尉遲淦, 2005)。台湾の人々が葬儀の生前契約を締結し、生前に自身が望む葬儀の形態を取り決めておくことを考えるようになった理由には、1) 葬儀価格が高騰化しつつあることや、2) 葬儀で家族に過度の負担をかけたくないことなどがある(尉遲淦, 2004)。葬儀価格の高騰化について、尤(2002)は台湾で葬儀の際に必要な費用を分析している。尤(2002)によれば、台湾の葬儀に必要な費用は日本円で平均すると128.7万円であると報告されている。葬儀の費用内訳の詳細は、①「施行費」が49.1万円、②「墓地費」が42.5万円、③「棺」が11.0万円、④「心付け」が8.2万円、⑤「その他」が17.9万円であるとされており、台湾の平均収入からするとその費用負担は軽くない現状にあると報告されている(尤, 2002)。また、葬儀費用が高くなる理由は、台湾では「葬儀は親に対しての親孝行」、「死者は死後もずっと子孫を守っていく」という意識が根強くあるため、葬儀の規模が大きくなる傾向がみられるためであると指摘している(尤, 2002)。また、尤(2002)は、台湾では1) 檀家制度が存在せず、人々は墓地を購入する必要がある、2) 台湾の葬儀社は一般的に棺を提供しないために、人々は棺専門店で棺を購入する必要がある、といったことから、葬儀に必要な費用が高騰化していることを指摘している(尤, 2002)。われわれの聞き取り調査に回答した葬儀社が「葬儀の生前契約」を開始し、葬儀の生前契約を「必要である」と捉えている理由には、台湾におけるこのような葬儀習慣の変化を受けてと考えられる。

本調査の回答葬儀社各社で、実際に葬儀の生前契約を締結した人の宗教種別は、①道教、②基督教、③天主教、④佛教との回答であった。各社が提供している葬儀の生前契約では、①中式(仏教形式)、②西式(基督・天主教)の2つの仕組みが用意されている。台湾の信徒人数は、大多数が①道教、②基督教、③天主教、④佛教で構成されていることから(内政部, 2008)、葬儀社が提供する葬儀の生前契約は中式、西式の2種類に区分され、実際に葬儀の生前契約を提供している人々の宗教種別が上記の内訳になったと考えられる。

「葬儀の生前契約数」は、1社は調査時点で全葬儀施行数の15%未満程度であった。1社は調査時点で28,000件であるという回答で、この葬儀社の「葬儀の生前契約による葬儀の施行数」は、全数で約1,200件程度であり、年間あたり約100件程度の契約であるとの回答であった。尉遲淦(2006)は、葬儀サービスには①社会・経済、②生理・医療、③心理・願望、④精神・霊的、⑤生前契約の5つの視点が必要であると、これらのうちの「生前契約」が必要である理由については①経済面、②法律面、③自主面、④葬儀式面の4つの面があることを指摘している(尉遲淦, 2006)。具体的には、それぞれ1)「経済面」: 生活の経済状況如何に関わらず、人は誰しも死が必ず訪れることから、誰もが葬儀費用を必要とすると考えられる。ただ、葬儀に必要な費用は低額でないにも関わらず、葬儀費用を生前に貯蓄しておく習慣がないために、残された遺族に負担が生じてしまう。葬儀の生前契約を締結しておけば、葬儀の費用面の不安が解消され、遺族への過度の負担を避けることができる、2)「法律面」: 多くの人が死後に必要となる法律的手続きの詳細を知らず、人が亡くなった際に遺族は法律上必要な手続きに手間取ってしまうことが考えられる。これらに対し、葬儀の生前契約を締結しておくことで、死後必要となる手続きを生前のうちに葬儀社と相談することができるため、遺族が予め死後必要となる法律の手続きを理解することができる、3)「自主面」: 人々は葬儀に対して様々な要望をもっているにも関わらず、本人にとっても残された遺族にとっても、実際に執り行われている葬儀に対して、不満を感じてしまっている現状がある。葬儀の生前契約を締結しておけば、本人にも家族にとっても望む形式で葬儀を行うことが可能であり、死後の葬儀に対しても自己実

現が可能である、4)「葬儀式面」:一般的に人々が葬儀式を行う場合は、それぞれの宗教儀礼や儀式に基づいて行われる。人の葬儀式の方法は、各々の宗教儀礼に少なからず影響を受けるが、それらには現実的に実施が困難な内容であることもあり得る。生前契約を利用することで、仮にこれらの宗教儀礼に基づかなくても、本人の望む方法での葬儀を施行することができるだけでなく、家族にも本人が望む葬儀式の方法を生前に伝えておくことができる、としている(尉遲淦, 2006)。このことは、アメリカから導入された日本における生前契約の必要性の理由を踏襲しておりその差異はあまりみられない。本研究では聞き取り調査に応じた葬儀社数は少ないが実際に葬儀の生前契約利用者の数が継続的にみられる理由には、これらの生前契約の必要性意識が背景にあるものと考えられる。

「葬儀の生前契約者の年代層」は、1社は「35歳から55歳の年代層」、1社は「30歳から40歳の年代層」が最多であるとの回答であった。これらから、葬儀の生前契約を締結する利用者は、30歳から55歳の年代層が最も多いといえる。これらの年代層の契約者が多い理由は、「高齢者層は現在の時点ではまだ家族による葬儀施行が多いが、今後必要になると考えられる若年年代層が生前契約に対し期待をよせている」というものであった。台湾では、①高齢化、②核家族化、③都市化が進行しており(前掲)、葬儀については1)葬儀費用が高騰化している(前掲)、2)土葬割合が減少し火葬割合が増加している(前掲)、といった変化がみられている。そのため、葬儀社は若年年代層に葬儀の生前契約数増加のさらなる期待を寄せているものと考えられる。

「葬儀の生前契約者の性別」は、回答の2社が「男性に比べ女性の方が割合が高い」との回答であった。女性の契約者が多い理由については、「女性は男性に比べ就労をしていない割合が高く、葬儀の費用を確保することへの将来的な不安解消のために契約を決定する」という回答であった。台湾における男女の平均収入は女性の方が少なく(内政部, 2008)、女性の約半数は就労していないことが報告されている(内政部, 2008)。また、内政部(2008)の男女別「将来の生活に対する不安」の調査では、経済面に対する不安が男女共に最も高かったことが報告されている(内政部, 2008)。これらから、実際に女性は将来の生活に対し経済的不安を感じていることがわかる。葬儀社側はこれら女性の不安に対し、葬儀の生前契約が不安軽減の方法として有用であると捉えていることがわかる。

本調査の結果から、葬儀社は葬儀の生前契約は、高齢者に加え高齢期を迎える前段階にある若年年代層、女性に必要であると捉えていることが明らかとなった。葬儀社は若年年代層および女性に今後の葬儀の生前契約の期待をよせていることから、今後それらの人々に対し葬儀の生前契約普及を図っていくと考えられる。本研究で得られた葬儀の生前契約の有用性は、葬儀社側が捉える回答に限定されている。また、本研究でわれわれが実施した調査には、営業公開を渋る葬儀社が圧倒的に多くみられ回答に応じた葬儀社はわずか3社であった。そのため、本研究で主張する葬儀の生前契約の有用性はこれら3社の意識に限定されたものである。そして、提供者である葬儀社のみ回答であることから、実際の利用者が考える葬儀の生前契約の有用性は明らかにすることはできていない。そのため、葬儀の生前契約者が①「35歳から55歳」の年代層、②女性が多いという真の意味での理由を明らかにすることはできない。今後の研究課題として、1)葬儀の生前契約を取り扱っている葬儀社への有用性検証の調査、2)利用者に対する葬儀の生前契約の有用性検証のための調査を実施することで、利用者側と提供者側の葬儀の生前契約の有用性のさらなる検討が必要である。

## 注

- 1) 漢民族について、橋本(1983)は「漢字を識っている人びと、および漢字を識ろうと願っていた人びとの集団」(橋本, 1983)とし、西澤(1988)は、橋本(1983)の指摘をもとに「漢民族という名称は比較的新しく、国内の少数民族、とりわ

- け清朝の支配民族である満族との対比において成立したものである」(西澤, 1988)としている。
- 2) 内政部(2008)『都市計畫區人口與密度』では、台湾省、台北市、高雄市、福建省の4都市を都市部としている。
- 3) 台湾の生前契約は、日本のものを参考に導入し(尉遲淦, 2005)、日本と同じ「生前契約」という名称が用いられている。日本の生前契約は、アメリカにおけるpreneed funeral, prearrangement funeralが大橋慶子によって1990年に日本に紹介され、生前契約という名称も大橋によって名付けられたものである。アメリカにおいては、自己の葬方を準備しておく方法を指している用語として、preneed funeral arrangement, preneed funeral contract, prearrangement funeral, prepaid & prearrangement funeral, prefunded funeral contract, preneed trust agreement, preneed funeral planなどがある。その方法により表現が異なるが、いずれも生前に、自己の葬送の方法や規模、費用支払いの方法などを契約しておく方法である(大橋, 1999)。

## 文献

- 1) 内政部統計處「土地面積、村里鄰、戸數暨現住人口」。内政統計月報(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list/htm>)。2008年。
- 2) 尉遲淦「殯葬服務中的臨終關懷」。天津永安海峽兩岸殯葬文化與生命教育研討會(第一屆)。pp. 181~211。2006年。
- 3) 内政部戸政司「現住原住民」。内政統計年報(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list/htm>)。2008年。
- 4) 鍾 清漢「客家の宗族社会に関する研究」。川村学園女子大学研究紀要第9第1号。pp. 187~210。1998年。
- 5) 内政部統計處「各宗教教務概況」。内政統計年報(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list/htm>)。2008年。
- 6) 襄輪顯量・林淳「台湾の現代仏教と道教信仰」。人間文化第19号。pp. 19~47。2004年。
- 7) 内政部統計處「都市計畫區人口與密度」。内政統計年報(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list/htm>)。2008年。
- 8) 今井孝司「台湾の都市化と高齢者問題」。台湾史研究第15号。pp. 29~43。1998年。
- 9) 石田浩「台湾漢人村落の社会経済構造」。関西大学出版部。1985年。
- 10) 内政部統計處「戸籍登記現住人口數按三段、六歲年齡組分」。内政統計月報(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list/htm>)。2008年。
- 11) 行政院「中華民國統計年鑑2004」。行政院主計處。2005年。
- 12) 謝 嫻嫻・今井範子「台北市國民住宅における既婚者と別居している高齢者の居住志向」。日本建築学会大会学術講演概論集。5741。pp. 449~450。2002年。
- 13) 植松明石「台湾漢族の墓—祀られる者と祀る者」。比較民俗研究。21。pp. 127~140。2007年。
- 14) 尤 銘煌「日本・台湾における葬儀の比較研究: 社会学的分析」。比較文化研究。56。pp. 21~30。2002年。
- 15) 松壽弘道「最新世界の葬祭事典」。雄山閣出版。2000年。
- 16) 内政部統計處「96年殯葬設施概況(殯葬服務)」。内政統計通報九十七年第三十三週。2008年。
- 17) 蘇 素卿「台湾屏東市における葬礼—祖母の葬儀記録を中心に—」。比較民俗研究。12。pp. 164~185。1995年。
- 18) 尉遲淦「從殯葬處理看現代人的臨終關懷」。輔英科技大學九十一學年度人文學與社會科學學術研討會。pp. 81~94。2002年。
- 19) 尉遲淦「從殯葬處理看現代人的悲傷輔導」。2004年長沙海峽兩岸殯葬服務與殯葬文化交流會。pp. 1~10。2004年。
- 20) 残葬網(<http://0925604632.go99.cc/>)。2009年6月1日取得。
- 21) 台北市残葬管理處「残葬管理条例」。台北市残葬管理處([http://www.mso.taipei.gov.tw/cqi-bin/SM\\_theme?page=451496dd](http://www.mso.taipei.gov.tw/cqi-bin/SM_theme?page=451496dd))。2002年。
- 22) 内政部「96年各縣市」。2008年。
- 23) 内政部統計處「中華民國95年婦女生活狀況調查結果摘要分析」。内政部統計處性別統計專區(<http://www.moi.gov/stat/gender.aspx>) pp. 1~8。2008年。
- 24) 内政部統計處「96年國民生活狀況調查結果性別分析」。内政部統計處性別統計專區(<http://www.moi.gov/stat/gender.aspx>)。pp. 1~34。2008年。
- 25) 橋本萬太郎「漢民族と中国社会」。山川出版社。p. 3。1983年。
- 26) 西澤治彦「漢族研究の歩み—中国本土と台湾・香港—」。(末成道男編『文化人類学5 特集漢族研究の最前線—台湾・香港』。1988年)。アカデミア出版会。4(1)。pp. 12~32。1988年。
- 27) 大橋慶子「高齢期の選択と決断—アメリカにおける高齢者の生き方としての死への準備」。宣協社。1999年。
- 28) JAL台北「JAL国際線台北」([http://www.jal.co.jp/inter/city\\_info/asia/tpe/](http://www.jal.co.jp/inter/city_info/asia/tpe/))。2009年6月1日取得。

29) 白地図、世界地図、日本地図が無料「台湾」(<http://www.freemap.jp/>)。2009年6月1日取得。